



Newsletter

ATSUMI & SAKAI
www.aplawjapan.com

2025 年 10 月 1 日

No.VNM_046

ベトナム M&A 戦略の法的論点 ～持分譲渡を活用した進出・撤退～

執筆者：弁護士／ベトナム外国弁護士 [入江 克典](#)
弁護士／ベトナム外国弁護士 [及川 泰輔](#)
ベトナム社会主義共和国弁護士* [マイ・ティ・ゴック・アイン](#)

*但し、日本における外国法事務弁護士の登録はありません。

1. はじめに

持分譲渡は、ベトナムへの進出・ベトナムからの撤退の両局面において、実務上非常に有用な手段です。進出の局面では、ベトナムで新規に法人を設立する場合、業種によってライセンスの取得に時間を要する一方、既に現地で事業を営んでいる企業から持分譲渡を受けることで、ライセンス取得の手間が省け、スムーズに市場参入することができます。また、複数回に分けて譲渡を受けることにより、出資比率を段階的に引き上げ、投資リスクの分散を行うこともできます。他方、撤退の局面において、一般的に、ベトナムでの会社の解散手続には相応の時間と労力を要しますが、他の社員や第三者に持分を譲渡することで、比較的簡便にベトナム市場からの撤退を図ることができます。

そこで本稿では、弊所で受任した実際の案件での経験をもとに、最新の法令動向を踏まえて、二人以上有限責任会社¹における持分譲渡に関するベトナム特有の法的論点に絞って解説します²。

¹ ベトナムでは、二人以上有限責任会社の他に、一人有限責任会社や株式会社、駐在員事務所といった形態が存在しますが、ベトナム国内の外資企業の多くは有限責任会社を採用しています。そのため、本稿では、特に持分譲渡の対象となる二人以上有限責任会社における持分譲渡に絞って解説します。

² 本稿は、ベトナムにおける持分譲渡に際して直面する、あらゆる論点を網羅して解説するものではない点、ご注意ください。なお、M&A 手続の全体を概観したものとして、弊所ニュースレター「[ベトナム企業に対する M&A 実施時のポイントとリスク管理 \(2021 年 12 月 23 日発刊\)](#)」をご参照ください。

2. ベトナム特有の規制

(1) 社員の先買権

撤退の局面でよく問題となるのが社員の先買権です。二人以上有限責任会社の社員による持分譲渡の場合、他の社員には先買権が認められています（ベトナム企業法（No. 59/2020/QH14）第 52 条第 1 項）。具体的には、持分譲渡を希望する社員は、各残余社員に対し、各社員保有の持分に応じた割合で同一条件による持分売却を申し出ることとされ、残余社員が売却申出から 30 日以内に全て又は一部の持分を購入しなかった場合には、社員でない者に対しても残余社員への提示条件と同等の条件にて譲渡することができるとされています。

(2) M&A 承認

持分の譲受人が外国投資家であり、かつ、以下のいずれかに該当する場合、当該譲受人は、持分譲渡に際して、投資当局による持分譲渡の承認（いわゆる「M&A 承認」）を得る必要があります（ベトナム投資法（No. 61/2020/QH14）第 26 条第 2 項）。

- ①外国投資家に対する市場アクセス制限分野、業種³に該当する会社において外国投資家の保有割合が増加する場合
- ②持分譲渡により、外国投資家の定款資本保有率が 50%以下から 50%を超えることになる又は既に定款資本保有率が 50%を超えている状態からさらに増加する場合
- ③島嶼部、国境地方、沿岸部地方、国防、治安維持に影響する区域の土地所有権証明書を有する会社において、外国投資家が出資又は持分を譲り受ける場合

(3) 持分譲渡の効力発生時期

ベトナム企業法上、二人以上有限責任会社における持分譲渡の効力発生時期は、社員登録簿への記載の完了時とされています（同法第 52 条第 2 項）。したがって、譲受人は、たとえ譲渡代金を支払済みであっても、社員登録簿への記載がなされていなければ、持分権者としての権利（社員総会での議決権行使、持分に対応する利益分配等）を譲渡人に対抗することができません。なお、会社設立時、二人以上有限責任会社の持分権者は、出資を完了した際に会社より持分証明書の発給を受けるところ（同法第 47 条第 5 項）、実務上、持分権者から持分の譲渡を受けた場合にも、譲受人に対して持分証明書が発給されています。会社は、第三者の誤認や悪用を防ぐため、持分の譲渡人に持分証明書の返却を求めるのが通常です。

(4) 競争法対応

ベトナム競争法（No. 23/2018/QH14）上、持分譲渡を行う会社が一定の届出基準に該当する場合には、ベトナム当局に届出書（経済集中届出書）を提出する必要があります（ベトナム競争法第 33 条）。当局による審査の結果、対象となる経済集中が、「顕著な競争制限効果」を惹起する又はそれを惹起する可能性があるものと判断された場合には、かかる経済集中が禁止されます（ベトナム競争法第 30 条）⁴。これらの規定に違反した場合には、違反行為をした年度の前会計年度の総収入の 5 パーセント以下の制裁金が課せられる可能性のほか、違反行為により得られた利益の没収、事業ライセンスの没収、事業者の再編を命じられる可能性があります（ベトナム競争法第 111 条第 2 項、政令 No. 75/2019/ND-CP 第 3 条）。

³ 外国投資家に対する市場アクセス制限分野、業種につき、ベトナム投資法のガイドラインを定める政令（No.31/2021/ND-CP）において定められています。

⁴ 具体的な基準については、弊所ニュースレター「[ベトナム競争法の現在地—M&A 管理（経済集中規制）の執行状況を中心に—（2024 年 4 月 17 日発刊）](#)」を参照。

(5) 定款

二人以上有限責任会社は、定款により、持分譲渡の方法を規定することができます（ベトナム企業法第 49 条第 1 項 e）。定款の内容は会社ごとに様々ですが、例えば、譲渡制限規定やプットオプション規定が設けられていることが考えられます。そのため、持分譲渡を実行するには、定款の規定も確認する必要があります。

(6) 投資登録証明書・企業登録証明書の変更手続

持分譲渡に伴い外国投資家の構成や持分比率等に変更が生じる場合、対象会社は、投資登録証明書（IRC）及び／又は企業登録証明書（ERC）の変更手続を行う必要があります。このうち、ERC の変更にあたっては、持分譲渡契約書又は持分譲渡の完了を証明する書類の提出が必要とされています⁵。この点、2025 年 7 月 1 日に施行された政令（No. 168/2025/ND-CP）では、従前の政令（No. 01/2021/ND-CP）には明示されていなかった、持分譲渡の完了を証明する書類を以下のとおり列挙しています。

- ①社員登録名簿の写し又は抜粋
- ②契約のクロージング確認書又は覚書の写しもしくは原本
- ③銀行送金確認書
- ④その他、法的に有効な書類

(7) 送金手段の制限

持分の対価の送金は、外国投資家の総保有比率によって、直接投資資本口座（DICA）又は間接投資口座（IIA）を経由して行う必要があります（Circular No. 03/2025/TT-NHNN 第 4 条第 2 項、第 11 条第 3 項 a、Circular No. 06/2019/TT-NHNN 第 3 条第 2 項、第 5 条第 1 項）。ただし、ベトナム居住者同士又は非居住者同士の取引の場合、譲渡人は、譲受人口座へ直接送金することができます（同 Circular 第 10 条第 1 項）。また、持分譲渡に関する評価及び支払いは、ベトナムの通貨で行われるものとされていますが、非居住者間の取引であれば、他の外国通貨で決済することができます（同条第 3 項 b）。

3. 持分譲渡契約書作成時の留意点

(1) 簡易契約書の作成

ERC の変更申請やキャピタルゲイン課税に係る税務申告⁶の際には、管轄当局に持分譲渡契約書を提出する必要があるところ、複雑な条項を含む契約書を提出すると、担当官の無用な誤解を招き、申請の却下に繋がる可能性があります。そこで、このような事態を防ぐために、正式な持分譲渡契約書と併せて、当局提出用の簡易契約書を作成することがあります。簡易契約書には、実務上、譲渡価格、各当事者の基本的な権利と義務、準拠法及び紛争解決方法が含まれますが、表明保証条項、前提条件、誓約条項、各種オプション等、ライセンス手続を複雑化する可能性のある条項は省略されます。なお、この際、正式な契約書には、簡易契約書の作成とその優先関係等が規定されることになります。

⁵ Decree No. 168/2025/ND-CP 第 45 条第 2 項 c を参照。実務上は、管轄当局が持分譲渡契約書及び持分譲渡の完了を証明する書類のいずれも提出することを要求する場合もあり、事案ごとに柔軟に対応する必要があります。

⁶ Decree No. 126/2020/ND-CP の Appendix I 第 7 章 7.3 をご参照ください。

(2) 当局申請却下のリスク分担

ベトナムでの持分譲渡において避けて通れないのが、IRC, ERC の変更手続（本稿 2（6）参照）に際しての、当局による申請却下のリスク分担です。譲受人としては、当該リスクを回避するために、当局申請手続が完了した後に譲渡代金を支払うスケジュールを提案することが想定される一方、譲渡人としては、代金不払いのリスクを考慮して、譲渡代金の受領後に当局への申請に移行したいと考えるのが自然であるため、両者の利害調整を図る必要があります。妥協案としては、譲渡代金を分割払いとする方法やエスクロー口座を活用する方法等が考えられ、いずれもベトナム法令上実行可能な手段となっています。

4. 税務上のポイント

現行法上、二人以上有限責任会社において外国会社が持分を譲渡する場合には、譲渡益の 20% が課税されることとなります（いわゆる「キャピタルゲイン課税」。Circular No. 78/2014/TT-BTC 第 14 条、第 11 条）。ただし、2025 年 10 月 1 日より施行される改正法人税法（No. 67/2025/QH15）及び詳細を定める政令により、当該税率が変更される可能性があるため注意が必要です⁷。

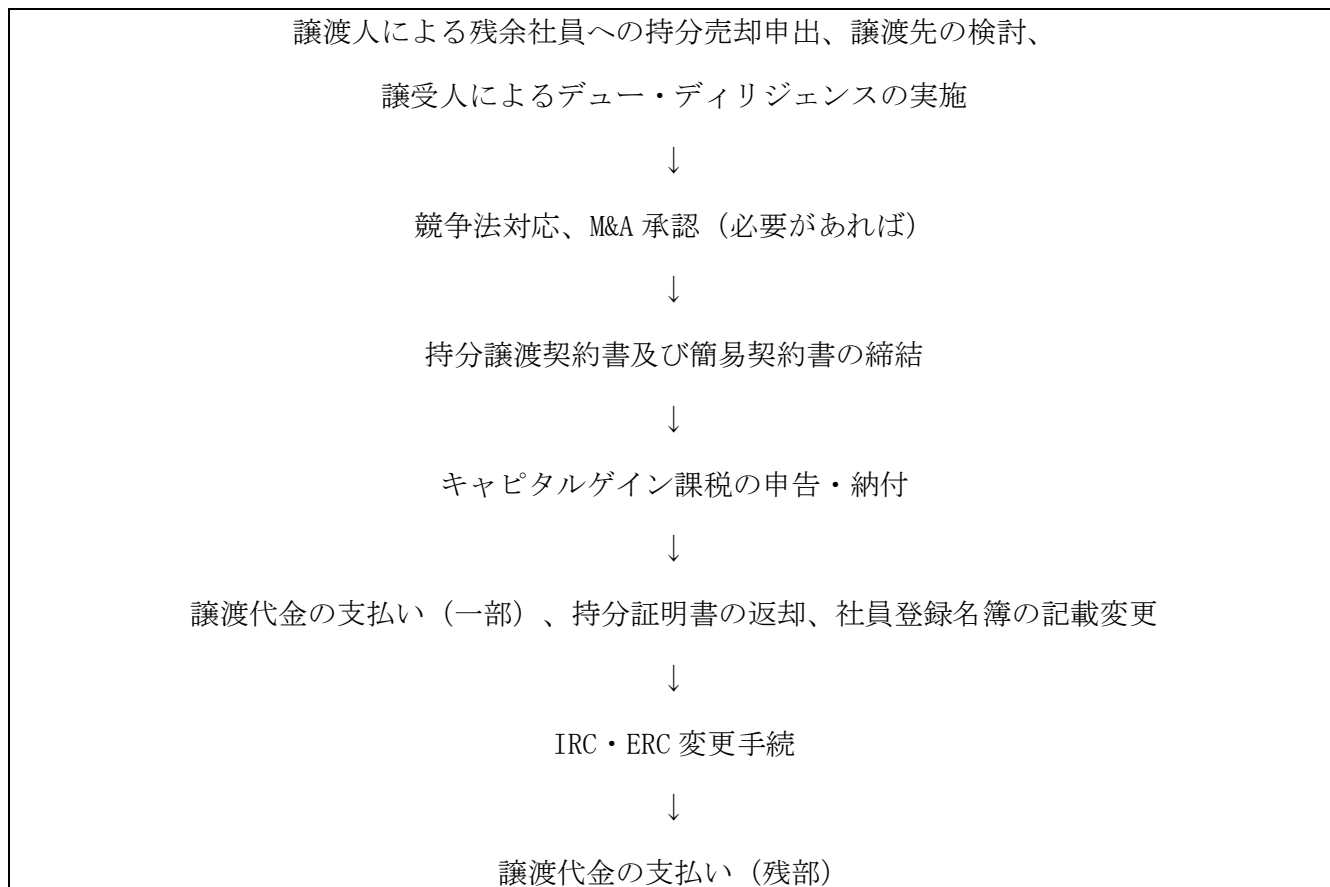
キャピタルゲイン課税の納税期限は、納税義務が発生した日から 10 日以内とされているところ（No. 38/2019/QH14 第 44 条第 3 項）、納税義務が発生した日の詳細は規定上明らかではなく、税務当局との事前相談等を通じて事案ごとに把握する必要があります。

申告・納税義務者につき、譲渡人がベトナムに拠点を有さない外国企業である場合、譲受人が代わってキャピタルゲイン課税を申告・納付する責任を負います。また、譲渡人と譲受人のいずれもベトナムに拠点を有さない外国企業である場合には、対象会社が申告・納付責任を負います（Circular No. 78/2014/TT-BTC 第 14 条第 2 項 c）。

⁷ 持分譲渡における税率につき、2025 年 9 月 24 日現在、パブリックコメント募集に併せて政令案が公表されています（<https://www.moj.gov.vn/qt/tintuc/Pages/chi-dao-dieu-hanh.aspx?ItemID=5293>）

5. 想定スケジュール

以上を踏まえて、二人以上有限責任会社における社員の持分譲渡の想定スケジュールを以下に例示します（納税義務が発生した日が持分譲渡契約締結日であると仮定し、譲渡代金を分割払いすることを想定します）。



6. おわりに

以上のとおり、ベトナムにおける持分譲渡をめぐる法的論点のうち、特徴的な点に絞って解説しました。持分譲渡は、投資戦略上有効な手段である一方で、多様な規制対応や当局による申請却下のリスクを伴う点に十分留意する必要があります。加えて、近年の法令改正が持分譲渡の実務に及ぼす影響についても注視すべきです。

アジアプラクティスチームの最新情報 *2025/10/1時点

ホーチミンオフィスLinkedInにて掲載中

[\[Vietnam Legal Update on LinkedIn\]](#)

[“Vietnam’s Personal Data Protection Law: Essential Updates for Businesses”](#) (2025年7月31日)

ニュースレター

インド : 「[「仲裁判断の修正」に関するインド最高裁の判決](#)」 (2025 年 9 月 1 日)

台湾 : 「[台湾国家安全法と国家核心重要技術](#)」 (2025 年 8 月 26 日)

インドネシア : 「[インドネシアの土地収用システムについて](#)」 (2025 年 8 月 25 日)

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業のベトナムプラクティスチーム責任編集のニューズレターを隔月でお届けしています。当事務所のベトナムプラクティスチームは、政府当局との折衝・交渉の実績を持つ法律事務所であるA-PAC International Law Firm (APAC) と提携関係を結び、目覚ましい発展を遂げてまいりました。ベトナムプラクティスでは、進出支援、M&A・企業再編、官庁折衝・交渉、企業法務、訴訟・仲裁、撤退、法令調査といった、多種多様な業務に関して、質の高いリーガルサービスを提供するよう努めております。

ベトナムプラクティスメンバー

ベトナム

弁護士／ベトナム外国弁護士 [入江 克典](#)（パートナー、東京弁護士会）
Email: katsunori.irie@apl原因.jp

ベトナム社会主義共和国弁護士* [マイ・ティ・ゴック・アイン](#)（オブ・カウンセル、Ho Chi Minh City Bar Association）
Email: anh.mai@apl原因.jp

*ただし、日本における外国法事務弁護士の登録はありません。

弁護士／ベトナム外国弁護士 [及川 泰輔](#)（アソシエイト、第一東京弁護士会）
Email: taisuke.oikawa@apl原因.jp

日本

弁護士 [鈴木 由里](#)（パートナー、第二東京弁護士会）
Email: yuri.suzuki@apl原因.jp

弁護士 [岸田 梨江](#)（パートナー、第一東京弁護士会）
Email: rie.kishida@apl原因.jp

弁護士 [上東 亘](#)（パートナー、第二東京弁護士会）
Email: wataru.kamihigashi@apl原因.jp

インドネシア

弁護士 [宮西 啓介](#)（アソシエイト、東京弁護士会）
Email: keisuke.miyanishi@apl原因.jp

当事務所ベトナムプラクティスについては[こちら](#)をご覧ください。
また、その他メコン地域の国々（ラオス/タイ/カンボジア/ミャンマー）のプラクティスについては[こちら](#)をご覧ください。

お問い合わせ先

本ニューズレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。
渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 ベトナムプラクティスチーム
Email: jpg_vietnam@apl原因.jp

当事務所のニューズレターをご希望の方は[ニューズレター配信申込フォーム](#)よりお手続きをお願いいたします。
また、バックナンバーは[こちら](#)よりご覧いただけます。

このニュースレターは、現行の又は予想される規制を網羅的に解説したものではなく、著者が重要だと考える部分に限って、その概要を記載したものです。このニュースレターに記載されている意見は著者個人の意見であり、渥美坂井法律事務所・外国法共同事業（「渥美坂井」）の見解を示すものではありません。著者は明白な誤りを避けるよう合理的な努力は行いましたが、著者も渥美坂井もこのニュースレターの正確性を保証するものではありません。著者も渥美坂井も読者がこのニュースレターに依拠することによって生じる損害を賠償する責任を負いません。取引を行う場合には、このニュースレターに依拠せずに渥美坂井の弁護士にご相談ください。

東京オフィス Tokyo Head Office 〒100-0011 東京都千代田区内幸町 2-2-2 富国生命ビル（総合受付：16F） 	大阪提携オフィス Osaka Affiliate Office （A&S 大阪法律事務所） 〒530-0005 大阪府大阪市北区中之島 2-3-18 中之島フェスティバルタワー16階 	福岡提携オフィス Fukuoka Affiliate Office （A&S 福岡法律事務所弁護士法人） 〒810-0001 福岡県福岡市中央区天神 2 丁目 12-1 天神ビル 10 階 
ニューヨーク提携オフィス New York Affiliate Office 1120 Avenue of the Americas, 4th Floor New York, New York 10036 	ロンドンオフィス London Office 85 Gresham Street, London EC2V 7NQ, United Kingdom 	フランクフルト提携オフィス Frankfurt Affiliate Office OpernTurm (13th Floor) Bockenheimer Landstraße 2-4, 60306 Frankfurt am Main, Germany 
ブリュッセルオフィス Brussels Office CBR Building, Chaussée de la Hulpe 185, 1170, Brussels, Belgium 	ホーチミンオフィス Ho Chi Minh Office 10F, The NEXUS building, 3A-3B Ton Duc Thang Street, Sai Gon Ward, Ho Chi Minh City, Vietnam 	